

事業実績（視察）報告

1. 視察の概要

- (1) 目的 ごみリサイクルについて
- (2) 日時 令和元年7月29日
10:30～14:30
- (3) 場所 鹿児島県曾於郡大崎町



最終処分場、そおりサイクルセンター (リサイクルセンター前)

- (4) 参加者 大塚久美子議員

2. 主な質疑・答弁

Q 事業の概要

A 「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に27品目の分別を実施。80%を超えるリサイクル率(12年連続日本一)を達成。

大崎リサイクルシステムのはじまり

- ・大崎町には焼却施設がなく、埋立処分場の残余年数の逼迫が課題となっていた。
- ・焼却炉の建設や新たな埋立処分場の建設を検討していたが、建設費や維持費の問題、周辺住民の反対により断念。既存の埋立処分場の延命化に向け、分別ルールの方策・住民への説明に取り組むこととなった。
- ・大崎町は、SDGs型リサイクル経営を実践している。

経済面で、リサイクル製品の原料販売による売却益と新規雇用を創出。社会面でごみ分別を通じた福祉面での安否確認、環境・グローバル教育推進。そして、環境面では、行政コスト増、埋め立て地逼迫を解決する大崎システムを世界に発信。

行政の役割

- ・システム(法律)整備
- ・分別品目の決定
- ・収集したごみの出口(最終処分先)確保
- ・ごみ出し日、時間、場所、収集ルートの方策
- ・地域リーダーを決めて指導
- ・環境学習会の開催
- ・分別を開始する際、150の地域で約450回の説明会を開催。現在でも年1回、150の

地域リーダーへの研修会を開催している。

住民の役割

- ・ 家庭・事業所において、ごみをきれいに分別
- ・ 分別したごみをステーションで種類ごとに出す

企業の役割

- ・ 行政の委託によるごみの回収
- ・ ごみの検査(検査後は商品として出荷)

Q 大崎リサイクルシステムのメリット

A 埋立処分場の延命化

Q 大崎町のごみ量の推移

A 平成10年:4,382t、平成29年:708t(約84%削減)

人当たりのごみ処理経費の削減

- ・ 平成29年度1人当たりごみ処理事業経費
全国平均:15,500円
大崎町:7,700円

国資源ごみ売買益金の発生

- ・ 平成29年度:796万9千円

国雇用の増加

Q ごみ出し困難者対策事業

A ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の方などを対象に、分別されたごみを戸別回収する。

Q リサイクル未来創生奨学パッケージ

A 住民力によるリサイクル事業から得た収益を活用し、子どもたちが世界各地で活躍し、大崎町に戻ってさらに活躍することを支援するために創設した仕組み。



(最終処分場見学)



(リサイクル工場での現場視察)

ごみをよみがえらせる

ごみ分別は、私たちの健康と環境のために…

ごみの分別は、分かっているにもかかわらず面倒なもの。でも、私たちがちょっと気をつけるだけで、リサイクルがとてもしやすくなり、ごみ減量に役立ちます。



●ごみ分別のメリット



資源循環型のまちづくり

ごみ処理などにかかる費用が減り、また、地域全体の意識も高まり、結果として、清潔で住みやすく、豊かなまちづくりにつながります。

森林資源・天然資源の節約

紙や木材のリサイクルは森林資源の保全に、鉄・アルミ・プラスチックなどのリサイクルは、それぞれに必要な天然資源の節約に効果があります。

エネルギーの大幅節約

リサイクル原料を使うと、新たに製品を作る場合よりずっと少ないエネルギーですみます。省エネは自然や地球の環境破壊の防止につながります。

3. 所見・西尾市政への反映に向けた課題

大崎町では、住民参加を中心とした 27 品目分別による一般廃棄物の持続可能なリサイクル事業経営と合わせ、ごみ分別によるコミュニケーションを通じた高齢者・定住外国人との多文化共生コミュニティ形成、リサイクルの概念を活用した環境・グローバル人材育成事業を実施している。こうした取り組みが実を結び、80%以上のリサイクル率を達成するとともに、12 年連続リサイクル率日本一を達成している。

「混ぜればごみ、分ければ資源」として分別を実施し、行政と住民が力を合わせ、新たなまちづくりが進められていることは学ぶべき取り組みであった。

住民の徹底したごみ分別への意識改革を成し遂げた職員のリーダーシップはすばらしく、やはり、改革には職員の熱意が何よりも重要であると感じた。また、全庁で取り組んだことが大きな成果につながったと考えられる。大崎町は小さな町であることと、一般廃棄物の処分をする場所がないという大きな課題があり、そのため町と行政が一丸となって取り組みがすすめられたといえる。

本市においても、旧西尾市地域の分別が進まず未だ不燃ごみ袋が存在し、市民の意識を変え循環型社会へ転換する必要があると考えるところである。県外の都心部でもごみ分別は進んでいる。本市も、市民の意識を変えるところから徐々に分別する方法を提案していきたい。2019 年 12 月定例会で、SDGs の先進的な取り組みとして紹介し、本市の参考とされるよう一般質問した。

もうすぐ合併から 10 年を迎える。「混ぜればごみ、分ければ資源」との思いを西尾市全体で共有できるようまちづくりを進めていきたい。

1. 視察の概要

- (1) 目的 フードバレーやつしろについて
- (2) 日時 令和元年7月30日(火)
13:30~15:00
- (3) 場所 熊本県八代市役所鏡支所
- (4) 参加者 大塚久美子議員



(八代市役所鏡支所前)

2. 主な質疑・答弁

Q 事業開始の背景

A 熊本県においては、人口減少や少子高齢化などにより、取り巻く環境が厳しさを増す中、県南地域の活性化は最重要課題の1つであり、豊富な農林水産物や高速交通網の結節点としての機能、物流拠点としての八代港などの地域が有するポテンシャルを最大限に活用した戦略が求められていた。また、高度なものづくり産業の優位性が揺らぎつつある中、農林水産物の多面的機能が注目され、様々な領域での「食」の活用が始まりつつあり、農林水産物や「食」に関連する産業は新たな成長産業として期待されていた。

Q 事業の経緯

A 上記のような背景により、熊本県は、県南地域の豊富な農産物などを生かした産業の振興と地域の活性化を目指す「くまもと県南フードバレー構想」を平成25年3月に策定し、同年7月には、推進組織として「くまもと県南フードバレー推進協議会」が設立された。そこで、八代市においても豊富な農林水産物を中心とした食に関連する幅広い取り組みの展開により、世界に通じる“やつしろブランド”の構築を図り、食関連産業の競争力向上や新たな産業の育成と雇用の創出を図るとともに、健康で豊かな市民生活が育まれるまちに向けて、本市が取り組むべき方向性を示した「フードバレーやつしろ基本戦略構想」を平成26年3月に策定した。以後、八代の農林水産物の高付加価値化と関連産業の集積により「食」に関するあらゆる産業が活性化した「フードバレーやつしろ」を目指すことを基本目標に、さまざまな事業に取り組んでいる。なお、本構想策定時には想定していなかった熊本地震からの復旧復興や大型クルーズ船の寄港増、TPP11の発効など、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に対応するために、2019年5月に本構想を見直し、さらなるフードバレーやつしろの推進を図ることとしている。

Q 事業の推進体制

A

○フードバレーやつしろの推進に当たっては、市長を本部長とする「八代市フードバレー推進本部」を設置し、全庁的に取り組んでおり、当課は、その取りまとめ(事務局)を担うとともに、個別の事業を実施している。

○八代市農林水産部フードバレー推進課の編成
(課長、流通企画係 3 名、マーケティング戦略係 2 名、輸出促進係 2 名、熊本県福岡事務所派遣 1 名)

○豊富な知識、経験、人的ネットワークなどを有する各分野の専門家を八代市 6 次産業化推進・国内流通・海外流通アドバイザーとして委嘱している。

※その他関係機関と連携し、事業を推進している。

Q 事業内容

A 具体的な取組み等

フードバレーやつしろ基本戦略構想に位置づけた 4 つの基本方針に基づき、多くの事業等に取り組んでいる。

(1) フードバレーやつしろの地域ブランドづくり

- 特産品等を活用した付加価値の創造
- 特産品等の認知度向上、魅力ある新商品の開発
- こだわりを持った地域内特産物の生産
- 大規模イベントや観光資源等を活用したプロモーションの実施
- マスメディア等を活用した効果的な周知

(2) 八代の個性と魅力を発揮できる食の拠点づくり

- 食関連事業者の生産性の向上
- 八代の広域交通利便性を活用した産業拠点化
- 農林水産業者等の生産基盤強化
- 食関連企業等の生産基盤強化
- 九州の中心に位置する地理的優位性を活かした物流拠点の形成
- 研究機関や食関連企業等の集積促進及び誘致と雇用の確保

(3) 八代がアジア・全国とつながっていることが実感できる販路づくり

- アジアをはじめとする海外への流通拡大
- 大都市圏を中心とした国内での流通拡大
- 八代港の機能拡充・利用促進
- 海外の販路開拓に取り組む事業者等への支援
- 市独自の販路拡大
- クルーズ船寄港を活用した販路及び消費拡大

(4) フードバレーやつしろを实践する体制づくり

- 食文化を活かした食育・健康増進

- 担い手の育成強化
- 推進体制の強化
- 市民への食育、健康増進活動の推進
- 食関連産業を担う人材の育成
- 庁内推進体制の構築
- 関係団体・研究機関等との連携

3. 所見・西尾市政への反映に向けた課題

八代市における「フードバレーやつしろ」の推進は大都市圏や海外に向けた販路拡大など大変参考になる取り組みであった。課題としては市民への周知不足があげられるとのことであった。今後さらに推進するためには、農林水産物の生産基盤などのハード面や職員の譲歩収集力などのソフト面も向上させる必要があると考える。とりわけ、農林水産業関連団体や食関連事業者との連携をさらに強化する必要がある。

また、本市における取組としてはこの地域ならではの食の発信力がカギとなってくるであろう。市民からは、「地域にあるものを活かしてきれていない。」「まだまだ地域の生産物が周知されていない。」との声を頂戴する。近隣市においても、十分に発信されているとは言えない状況である。今後は、さらに、農林水産物の生産基盤や情報発信に力を注いでいくよう働きかけていきたいと考える。



(市役所での視察の様子)

1 視察の概要

- (1) 目的 大規模災害発生時の「福祉子ども避難所」の設置について
- (2) 日時 令和元年7月31日(水)
13:00~15:00
- (3) 場所 熊本県熊本市役所
- (4) 参加者 大塚久美子議員



(熊本市役所前)

2 主な質疑・答弁

Q 子ども福祉避難所設置の経緯

A 熊本地震での指定避難所で起きた事例

- 段差が多い等、車いす使用者が利用できる避難所が少なかった。
- 多目的トイレが整備された避難所が少なかった。
- 本来障がいのある方が避難すべき場所(和室等)を障がいのない方が確保していた。
- 物資の配給時において、障がいの特性から列に並べないことを訴えても、他の避難者と同様に対応されたことがあった。
- 発達障がいや知的障がいのある方で、避難所の集団生活になじめなかったり、ストレスで声をあげてしまうために、避難所を出て行かざるを得なかったり、周囲への迷惑になると、避難所に入ること自体をあきらめた。
- ※ 指定避難所での障がい者に対する合理的配慮の提供がなされなかった。

指定避難所に入ることができなかった障がい者の行き先

- ①車中泊
- ②被災した状態の自宅
- ③不自由を抱えたまま指定避難所で待機
- ④福祉避難所
- ※ ①~③については、障がい者にとって安心して避難する場所を失ってしまった状態。

指定避難所における災害後にあった市民からの要望

- バリアフリーへの対応
- 障がい特性に応じたプライバシーの確保
- 障がいの有無、種別、状態が把握できるシステムづくり
- 食事面での配慮(並べない、運べない)
- 障がい児が安心して避難できる避難所の設置

○福祉避難所の協定施設が被災することを想定した上での協定施設数の確保

【熊本地震時に職員が感じた課題】

- 障がい児等のある家庭が、必要な配慮が受けられないことや、普段から慣れている場所でないなどで指定避難所等に行くことができなかった。
- あるいは福祉避難所の周知不足もあり、存在を知らず被災した家屋での生活や車中泊を余儀なくされた。
- 指定避難所に物資をもらいに行き、精神障がいや知的障がい、発達障がいのある児童等が避難所に入れないことや列に並べないなど理由を説明しても物資を受け取ることができなかった。
- 熊本地震発生前において、高齢者施設や障がい者施設等の施設とは福祉避難所設置の協定を締結していたが、施設自体や施設職員が被災したり、あるいは、多くの一般の市民が協定施設に避難したなどで混乱したため、開設できた避難所が絶対的に足りなかった。

指定避難所における要望への対応策

- ① 熊本市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの改正
 - ・ 避難所内に要配慮者スペースの確保
 - ・ 校舎内に空き教室や空き部屋を活用した福祉避難所の確保
- ② 福祉避難所のあり方検討
 - ・ 福祉避難所の場所や利用のスキーム等についての事前周知
 - ・ 福祉避難所への受け入れと合わせた人的支援等の体制の整備
- ③ 福祉子ども避難所の設置
 - ・ 障がいのある児童が安心して避難できる避難所として、新たに市内に6カ所設置

Q 福祉子ども避難所とは

A 福祉子ども避難所とは、二次的避難所の位置づけである福祉避難所の一種として熊本市が定めたもので、大規模災害発生時(原則、災害救助法の適用)に必要な応じ障がい児等とその家族を対象とし、市内の特別支援学校との事前の協定に基づき設置する避難所。

【協定日】平成31年1月

【協定施設】市内6カ所受入可能人数約300

- ・ 熊本大学教育学部附属特別支援学校(中央区黒髪)
- ・ 熊本県立盲学校(東区東町)
- ・ 熊本県立熊本聾学校(東区東町)
- ・ 熊本県立熊本支援学校(中央区出水)
- ・ 熊本県立熊本かがやきの森支援学校(西区横手)
- ・ 熊本市立平成さくら支援学校(南区平成)

Q 福祉子ども避難所を開設する災害とは

A 熊本市内で災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合に必要な応じ開設する。

※災害救助法の適用は、一定以上の被害に応じて知事の判断で市町村を単位に行われる。

熊本市内で震度 6 弱以上・熊本地震の影響を考え、当面の間震度 5 強以上の地震が発生した場合は、災害救助法の適用の有無に関わらず開設する。

※福祉子ども避難所として利用する施設の安全性を確認後開設

Q 受入対象者

A 特別支援学校の在校生とその家族及び未就学の障がい児とその家族(家族が指定避難所等への避難が困難と判断する場合は、自宅等から直接避難が可能。

※直接避難に際しては、開設した最寄りの福祉子ども避難所への避難が可能。

その他の障がい児等とその家族については、指定避難所等での生活が困難な方で「福祉子ども避難所」への避難が適当であると市が判断した場合に受入の対象となる。

Q 今後の課題

A 福祉子ども避難所が北区のみ設置されていないため、支援を行うための方策の検討が必要。

児童の年齢を超えた大人の方は、福祉子ども避難所の受入対象者外となるため、福祉避難所等での対応の検討が必要。

3 所見・西尾市政への反映に向けた課題

今までにも、熊本地震から学ぶ防災対策等について一般質問をしてきたが実際の現場で職員の話聞くことができたことは大いに参考になった。財政面や運営面で政令指定都市と本市との違いはあるにしても、災害が起こる前の公助をどれだけ行い減災に結び付けていくかを自治体として考えるところは同じである。

職員が必要と考えた避難所運営に関しては、障がい者の避難所生活がどれほど難しいかを実際に目の当たりにして考えられているところは、災害時の効果は大きいといえる。

本市においては、令和 4 年開校予定の特別支援学校に対して、協定を結び、災害時には特に一般の避難所生活の難しい障がいのある子どものご家族を受け入れて対応してもらおうよう働きかけていただきたい。災害が起こった教訓を生かして、熊本市からどんな公助が必要かを学び準備を進めるよう、今回の視察を先進事例として一般質問を行った。県との提携は開校後になりそうではあるが、発災時に避難所で生活する市民のためにも、障がい者本人とご家族のためにも積極的に取り組むことを期待するものである。



(視察中の様子)

収支報告

項 目	支出金額	備 考
調査研究費	83,400円	旅費 82,400円 研修資料代 1,000円
計	83,400円	